

令和4年度 事業報告について

○コミュニティバスの変更

奈良交通（株）の金額式定期券「CI-CA plus」の販売に伴い、コミュニティバスでの利用可否について協議した。協議の結果、令和5年4月1日よりコミュニティバスでの利用を可能とすることに決定した。

○デマンド型乗合タクシーの変更

穴師・江包地区におけるデマンド型乗合タクシーの運行について、両地区からの要望を受け、協議の上、令和5年1月1日より、対象者条件の変更を実施した。

変更前	変更後（令和5年1月1日より）
穴師、江包地区に居住する60歳以上の人	穴師、江包地区に居住する人

○市広報紙・HP等による公共交通の利用促進・啓発

○桜井市地域公共交通計画（R5～R9）の策定

○桜井市地域公共交通活性化再生協議会の開催

第1回 令和4年4月26日

- (1) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について
- (2) 「桜井市地域公共交通計画（仮称）」策定事業について
- (3) 令和4年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）について

第2回 令和4年6月28日

- (1) 令和3年度 運行実績報告について
- (2) 令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業について
- (3) 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

第3回 令和4年10月13日

- (1) デマンド型乗合タクシー（穴師・江包）の内容変更について
- (2) 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

第4回 令和5年1月18日（書面開催）

- (1) 令和4年度 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）・地域公共交通調査等事業（地域公共交通調査事業）の事業評価（自己評価）について

第5回 令和5年2月17日

- (1) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会【書面開催】について（報告）
- (2) コミュニティバスにおける「CI-CA plus」について
- (3) 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

第6回 令和5年3月28日

- (1) 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について
- (2) 多武峰地域におけるデマンド型乗合タクシーの導入について

令和4年度収支決算報告について

資料2

(歳入)

(単位：円)

科目			予算額 a	収入済額 b	差引増減 c(a-b)	摘要
款	項	目				
1	負担金	1 負担金	0	1,300	1,300	桜井市負担金
2	補助金	1 補助金	4,252,250	4,212,250	△ 40,000	令和4年度公共交通基本計画推進支援事業補助金 2,960,000円 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1,252,250円
合計			4,252,250	4,213,550	△ 38,700	

(歳出)

科目			予算額 a	支出済額	差引増減 c(a-b)	摘要
款	項	目				
2	事業費	1 事業費	4,252,250	4,213,550	△ 38,700	桜井市地域公共交通計画策定支援事業委託料 振込手数料
合計			4,252,250	4,213,550	△ 38,700	

令和4年度の決算につき帳簿及び証拠書類と対照調査の結果、いずれも適正に執行され、上記のとおり決算には誤りはないものと認める。

令和 5 年 6 月 9 日

監査員

福井 達郎 

監査員

野口 敏雄 

コミュニティバス利用実績

利用実績(路線別) (単位:人)

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
初瀬・朝倉台線	41,275	46,034	43,758	40,095	45,301
南循環線	11,291	10,151	8,553	9,989	9,793
西北部循環線	11,839	12,200	9,472	9,803	12,437
多武峯線	52,268	56,418	38,698	37,770	41,042
合計	116,673	124,803	100,481	97,657	108,573



利用実績(月別) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	8,201	8,308	7,644	8,081	7,267	7,232	8,484	12,258	8,891	7,067	6,201	8,023
R4	9,144	9,131	8,796	8,133	8,130	8,249	9,783	13,008	9,659	7,471	8,051	9,018

運行経費・収入

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
運行経費(単位:円)	89,169,360	91,612,720	93,713,300	91,440,700	89,891,900
運行収入(単位:円)	25,643,225	26,852,173	21,510,316	20,093,747	23,159,515
収支率	28.76%	29.31%	22.95%	21.97%	25.76%

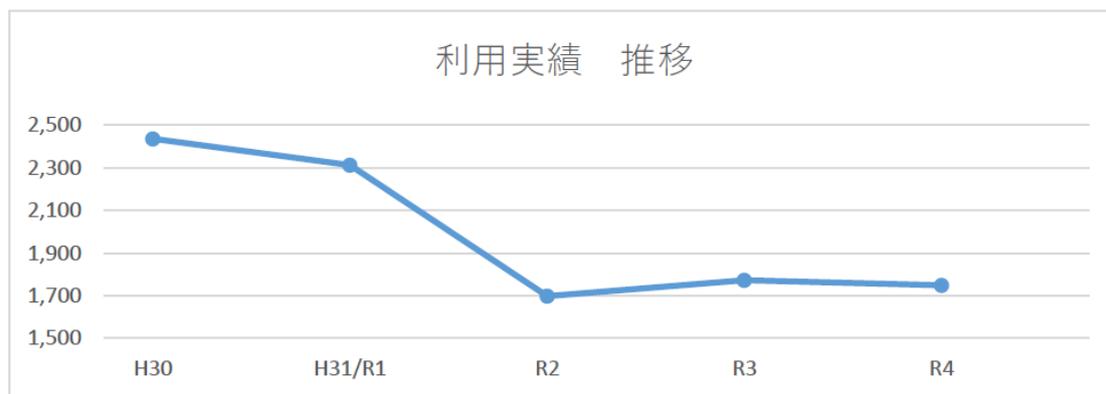
公費負担額

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
利用者数(単位:人)	116,673	124,803	100,481	97,657	108,573
収支差額(単位:円)	63,526,135	64,760,547	72,202,984	71,346,953	66,732,385
公費負担額 (利用者1人あたり)	544円/人	519円/人	719円/人	731円/人	615円/人

デマンド型乗合タクシー利用実績

利用実績(地域別) (単位:人)

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
上之郷地域	2,305	2,213	1,610	1,696	1,636
高家地区	132	101	88	74	71
穴師・江包地区				3	42
合計	2,437	2,314	1,698	1,773	1,749



利用実績(月別) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	131	124	156	155	143	150	152	191	160	135	131	145
R4	172	144	177	141	115	136	136	162	145	112	133	176

運行経費・収入

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
運行経費(単位:円)	5,261,780	5,345,160	4,538,150	4,656,790	4,785,000
運行収入(単位:円)	1,120,500	1,072,300	788,600	833,000	811,300
収支率	21.30%	20.06%	17.38%	17.89%	16.96%

公費負担額

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
利用者数(単位:人)	2,437	2,314	1,698	1,773	1,749
収支差額(単位:円)	4,141,280	4,272,860	3,749,550	3,823,790	3,973,700
公費負担額 (利用者1人あたり)	1699円/人	1847円/人	2208円/人	2157円/人	2272円/人

令和5年6月 日

（名称）桜井市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>桜井市においては、基幹路線（鉄道・路線バス）との結節点である桜井駅を中心として、市域内に広範にコミュニティバス4路線（初瀬・朝倉台線、南循環線、西北部循環線、多武峯線）、乗合タクシーによる公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通については、コミュニティバス等が支線の役割を果たすことで、基幹路線を通じた当市民の通院・通学等の日常生活に寄与しており、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、コミュニティバス等については、山間部と中心市街地をつなぐものとして、公共交通空白地域における生活交通のための手段として利用されている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス4路線及びデマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
コミュニティバスの利用者数（1年間の総数） コミュニティバスの公的資金投入額（利用者1人あたり） コミュニティバスの収支率 デマンド型乗合タクシー利用者数（1年間の総数） デマンド型乗合タクシーの公的資金投入額（利用者1人あたり） デマンド型乗合タクシーの収支率 市街地で公共交通の情報提供を実施している施設数 バスの乗り方教室の開催回数 （桜井市地域公共交通計画 P.40 参照）	102,999人 615円/人 25.8% 1,773人 2,157円/人 17.9% 5施設 1回/年
(2) 事業の効果	
<p>コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>	

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙や市ホームページを活用したコミュニティバス等に関する情報発信（桜井市） ・デマンド型乗合タクシーの利用案内の対象地域での配布（桜井市） ・コミュニティバス等の沿線に施設での時刻表の配布（桜井市） ・各種イベント時での公共交通の情報提供（交通事業者、桜井市） ・バスの乗り方教室の開催（交通事業者、桜井市）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表 1 を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>運賃収入及び国庫補助金額を運行経費から差し引いた差額分を桜井市が負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>申請番号 1～7：奈良交通株式会社 申請番号 8：日の丸交通株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論	
令和4年6月28日	令和3年度住民アンケート調査結果について報告 交通事業者等ヒアリング調査について協議
令和4年10月13日	地域公共交通計画の課題・方針について協議 (地域公共交通計画(案)を送付し、意見聴取。)
令和5年2月17日	地域公共交通計画(案)について協議
令和5年3月28日	地域公共交通計画について協議、計画全体について合意 デマンド型乗合タクシーの導入について協議
令和5年6月26日	生活交通確保維持改善計画について協議
21. 利用者等の意見の反映状況	
利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々1名参加いただき、その意見を事業に反映している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課
関係市区町村	桜井市(会長)
交通事業者・交通施設管理者等	奈良交通(株)、(公社)奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、(一社)奈良県タクシー協会、(一社)奈良県タクシー協会桜井部会、奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	桜井市自治連合会、(福)桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 奈良県桜井市栗殿432-1

(所属) 桜井市役所 市長公室 行政経営課

(氏名) 吉田 尚平

(電話) 0744-42-9111 (内線1262)

(e-mail) gyoseikeiei@city.sakurai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅北口	多武峯	談山神社	往 8.1 km 復 8.1 km	366日	3472.5回			路線定期 運行	①	桜井駅で補助 対象地域間幹 線系統「天理 桜井線」と接続 (近接)	③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2 km 復 12.0 km	366日	1281回			路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0 km 復 8.8 km	366日	861回			路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0 km 復 10.0 km	366日	366回			路線定期 運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8 km 復 6.8 km	366日	549回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文珠院	桜井駅北口	往 10.6 km 復:循環	363日	2178回			路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2 km 復:循環	363日	1330回			路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー		上之郷地域			293日	906回			区域運行	①	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅北口	多武峯	談山神社	往 8.1 km 復 8.1 km	365日	3462.5回			路線定期 運行	①	桜井駅で補助 対象地域間幹 線系統「天理 桜井線」と接続 (近接)	③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2 km 復 12.0 km	365日	1277.5回			路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0 km 復 8.8 km	365日	867.5回			路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0 km 復 10.0 km	365日	365回			路線定期 運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8 km 復 6.8 km	365日	547.5回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文珠院	桜井駅北口	往 10.6 km 復:循環	362日	2172回			路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2 km 復:循環	362日	1326回			路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー		上之郷地域			293日	906回			区域運行	①	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅北口	多武峯	談山神社	往 8.1 km 復 8.1 km	365日	3461回			路線定期 運行	①		③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2 km 復 12.0 km	365日	1277.5回			路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0 km 復 8.8 km	365日	857.5回			路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0 km 復 10.0 km	365日	365回			路線定期 運行	①	桜井駅で補助 対象地域間幹 線系統「天理 桜井線」と接続 (近接)	③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8 km 復 6.8 km	365日	547.5回			路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文珠院	桜井駅北口	往 10.8 km 復:循環	362日	2172回			路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2 km 復:循環	362日	1325回			路線定期 運行	①		③
		日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー		上之郷地域			291日	902回			区域運行	①	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	30,000
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通計画	令和5年3月	
桜井市地域公共交通計画	令和5年3月	

(1) 記載要領

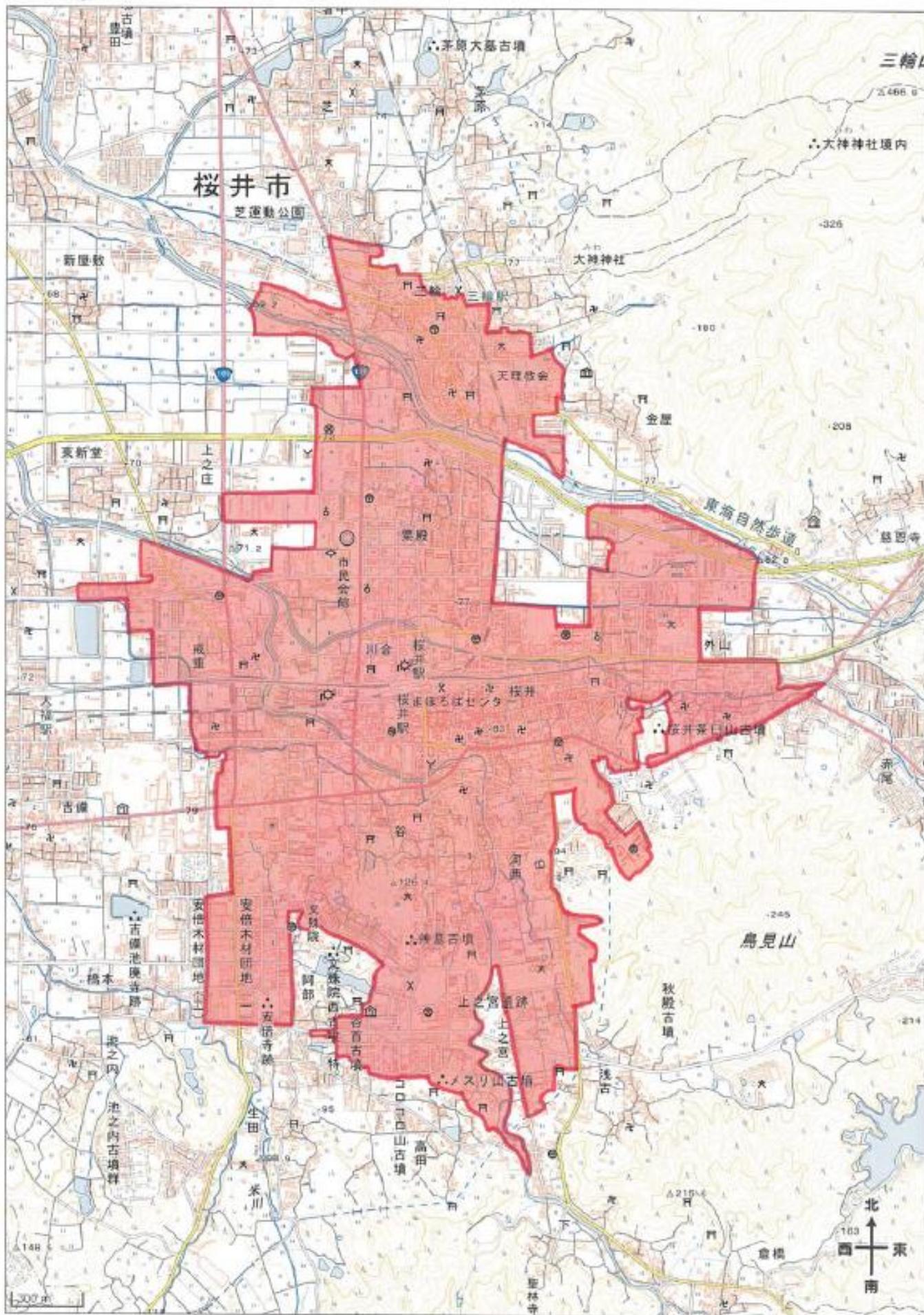
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

地理院地図

GSI Maps



内が人口集中地区